

# 戦没者の遺骨収集に関する有識者会議

## 令和4年度第2回議事録

厚生労働省社会・援護局援護企画課

○中村課長補佐 おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、令和4年度第2回「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。司会を務めさせていただきます、厚生労働省援護企画課の中村と申します。よろしくお願いいたします。

冒頭、厚生労働省事務局の川又社会・援護局長から御挨拶申し上げます。

○川又社会・援護局長 おはようございます。

今日から3月ということで、年度末のお忙しい時間にお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。コロナも少し出口が見えてきたなという感じはありますけれども、3年がたって、今後、徐々に通常の状態に戻っていくと思います。ただ、この間、海外での遺骨収集などにおいては、なかなか渡航ができないという状況の中、計画どおりに実施できていない面があったということは事実でございます。また、コロナに加えまして、ウクライナ情勢などによって、なかなか思うように派遣ができないというところもございました。引き続き、コロナの状況、ウクライナの状況なども見ながら、可能な限り活動を進めていきたいと思っております。

本日のこの会議は、今年度の第2回目ですけれども、指定法人への指導監査結果、戦没者遺骨収集事業及び戦没者遺骨鑑定の取組状況等について、御報告させていただき、いろいろと御議論いただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○中村課長補佐 ありがとうございます。

本日は、5名の構成員、3名のオブザーバー、全ての方に御出席いただいております。

事務局の出席者につきましては、お手元の資料の座席図のとおりでございます。

続きまして、本日の有識者会議の傍聴でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一般の方の傍聴はお断りすることといたしました。また、新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用をよろしくお願いいたします。

それでは、大変恐縮ではございますが、報道関係者の皆様、撮影は、これ以後、御遠慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(カメラ退室)

○中村課長補佐 なお、会議資料につきましては、本日、議事録につきましては、後日、厚生労働省のホームページに公表いたします。

議題に移ります前に、初めに、資料の確認をお願いいたします。まず、議事次第、出席者名簿、座席図、資料1「指定法人への指導監査結果について」、資料2「戦没者の遺骨収集事業の取組状況について」、資料3「戦没者の遺骨鑑定の取組状況について」、資料4「令和5年度予算案について」、参考資料1「戦没者遺骨収集等における手順書」改訂案、参考資料2「第6回戦没者遺骨鑑定センター運営会議(概要)」を配付しております。資料は以上になりますが、今回、黒沢構成員から、2月13日付の東京新聞の記事を御提供

いただいておりますので、参考までに配付させていただいております。資料の配付漏れ等がございましたら、事務局までお申し出いただければと思いますが、大丈夫でしょうか。

それでは、犬伏座長、進行をお願いいたします。

○犬伏座長 犬伏です。本日も、どうぞよろしくをお願いいたします。

本日の議題につきましては、先ほどの資料の冒頭にありましたように、議事次第に沿って、まず、1「指定法人への指導監査結果について」、2「戦没者の遺骨収集事業の取組状況について」、3「戦没者の遺骨鑑定の取組状況について」、4「令和5年度予算案について」の4つを予定しております。

本会議の進め方ですけれども、まずは資料の説明を事務局からお願いしたいと思います。その後、各構成員及びオブザーバーの方々から、御意見、御質問をいただくということで進めさせていただきたいと思います。ただ、各資料の説明について、御質問が多岐にわたる複数の御質問を受けることが時々ございますが、できるだけ直接事務局がお答えできるようにさせていただくために、御質問が複数にわたる場合は、申し訳ございませんが、1つずつ質問をお願いいたします。関連する質問があれば複数の質問をしていただいても結構ですけれども、なるべく1つずつ質問をお願いするという形で進行させていただきたいと思います。

それでは、議題1に関する資料1の御説明を、事務局より、お願いしたいと思います。

○中村課長補佐 事務局の中村です。

それでは、資料1「指定法人への指導監査結果について」を御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。

ここでいう指定法人とは、戦没者の遺骨収集の推進に関する法律に基づきまして、戦没者の遺骨の情報収集・遺骨の収容、送還等を適正かつ確実に行うことができる者として、平成28年8月19日に厚生労働大臣が指定いたしました一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会のことでございます。厚労省では、指定法人に委託している戦没者遺骨収集事業について、毎年1回、事務所へ立ち入り、法令等に基づき、業務運営が適正に実施されているかについて指導監査を実施しております。指導監査の結果につきましては、毎年、本有識者会議において御報告しておりますが、本日は、令和4年9月に実施いたしました指導監査の結果について御報告させていただきます。今回御報告する内容につきましては、1つ目に、令和4年1月に開催されました有識者会議におきまして令和3年度の指導監査の結果を御報告した際に、構成員から助言や御意見をいただいております、当該助言や御意見を踏まえた指定法人の対応状況、2つ目に、令和3年度指導監査において厚労省が指定法人に対して指摘を行っておりますので、当該指摘を踏まえた指定法人の対応状況、最後に、令和4年度に実施した一般的な指定法人に対する監査結果の御報告になります。

資料の2ページを御覧ください。まず、昨年の有識者会議における構成員からの助言・意見に対しての対応状況の説明です。上の小さな四角、参考というところを御覧ください。こちらは、令和3年度の指導監査において口頭指摘になった事項でございます。指定法人

の会計規程において、正当な理由がある場合を除いて、原則、物品等を購入する場合は一般競争入札に付すことになっていますが、一部の高額な契約について、同じ会社に統一するためとの理由で随契が締結されていたということを御報告した際に、竹内構成員から、一定金額を超えるような随意契約について、適切な理由及び金額の妥当性についてきちんと内部で検討してくださいという御助言をいただきました。指定法人の対応状況については、令和4年3月16日に、会計規程細則に「契約」に係る条文を追加し、改正を行ったところでございます。具体的には、一般競争入札や指名競争入札による場合、随意契約によることができる場合、契約書の作成を省略することができる場合などにおいて、国の基準と同様の改正を行って改善がされているということ、今回、確認しております。次に、下の四角の参考というところですが、こちらは令和3年度の指導監査において文書指摘となったところでございます。具体的には、理事会における議事録について記載事項の不備があったというものでございます。こちらは、熊谷構成員から、理事会の運営について、定款だけでは各種法律事項が全て網羅されていないことから、運営規程を作成するなど検討していただきたいという御指摘をいただいております。こちらについても対応しております。社員総会や理事会の運営に当たって、定款・法律に沿って、開催通知の発出から議事録の作成まで適正な手続が踏まれているかについて確認をいたしました。内部監査的な見地からチェックシートを作成いたしまして、令和4年12月9日開催の臨時理事会から運用しているということ、今回確認して、改善がされているというものでございます。

次に、資料の3ページを御覧ください。こちらは、黒沢構成員から御指摘があったものでございます。指定法人の業務運営や執行について、各種規程やルールを設けても、それを遵守しようとする組織文化がないと、適切な運営や執行への改善が期待できないため、具体的な改善策を検討していただきたいという御指摘でございます。こちらについて、対応中ということになっておりますが、まずは、指定法人として、職場環境の風通しをよくするために、令和4年1月に専務理事及び部長が全職員と面談を行いました。労働環境や業務運営について意見交換を行ったそうです。その後、協会内で検討して、新たな組織的な取組の一環として、令和5年度から人事評価制度を導入するということです。最終的には、人事評価における勤務成績を期末手当に反映し支給する予定ということで聞いております。具体的な取組方法などについては現在検討中という状況でございます。

次に、資料の4ページを御覧ください。こちらは、令和3年度の指導監査における厚労省からの指摘事項への対応状況でございます。一番上は、令和3年度の指導監査で文書指摘になった事項でございます。先ほど御説明した内容ですが、理事会における議事録について記載事項の不備があったというものでございますが、こちらについては、不足していた記載事項を記載した議事録を作成したということで、改善報告がされております。今年度の指導監査においても、令和3年度に開催された理事会の議事録を確認したところ、不備は認められなかったということで、改善がされておりました。次に、令和3年度の指導監査における口頭指摘のあった事項です。1つ目は、適切な物品の管理でございます。こ

ちらは、推進協会が、海外等の調査派遣において、デジカメやGPSなどを持っていきます。そちらの物品の供用簿というものが整備されていますが、一部の物品について、複数年にわたって貸与されていたり、紛失や破損した際の詳細な記録がなかったため、貸与した物品は所在や状態を定期的に物品管理者が確認し、返却させるなど、適切に管理するよう指導を行いました。こちらにつきましては、貸与した物品は、半期に1度、物品管理者に返却させて状態確認を行うこと、紛失等があれば理由書を作成することを、職員に対して周知したところでございます。また、物品管理者とは別に、検査員1名を指名いたしまして、二重のチェックを行う体制を整備したということでございます。令和3年度につきましては、10月と令和4年3月に、それらの状態確認を実施し、令和4年度については、8月、令和5年3月にも実施する予定と聞いております。こちらについても、改善ということでございます。2つ目は、契約における規程等の整備です。先ほど御説明した内容と同様のため、ここでは説明を省略させていただきます。

次に、資料の5ページを御覧ください。3つ目は代表理事の職務執行状況の報告です。令和2年度の指導監査における指摘事項（文書指摘）の継続案件でございますが、こちらにおいては、代表理事の職務執行状況については、対面で開催された理事会で報告しなければならないとなっているのですが、それが書面評決における理事会でのみ報告がされていたということでしたので、指摘させていただきました。既にこれは改善を図っております。令和3年度については、6月、11月、3月、令和4年度は、6月、12月に、いずれも対面形式で理事会が開催されて、代表理事の職務執行状況の報告がされていることを確認しており、改善が図られているということでございます。次に、令和3年度の指導監査における助言でございますが、推進協会の会計規程において手許現金の上限は30万円ということで定められておりますが、一時的に上限を上回って金庫に保管していたということです。これについては、真に現金による支払いが必要な場合を除いて、原則は口座払いとするように助言を行ったものでございますが、これについても既に改善は図られています。具体的には、主に謝金支払いのために金庫に現金を保管していたものですが、令和3年10月から現金支給を廃止して振込といたしました。その結果、上限を上回って金庫に保管することはなくなったということで、改善が図られております。

次の6ページを御覧ください。令和4年度9月に実施いたしました指導監査における指摘事項になります。口頭指摘が1つ、助言が1つという結果です。1つ目の口頭指摘でございますが、海外派遣における仮払金の精算でございます。会計規程上、遺骨収集等の海外での派遣団の所要経費につきましては、概算額を算定して仮払金として派遣団の会計責任者に支出し、帰国した後1週間をめどに精算することになっておりますが、令和3年度の一部の海外派遣において、仮払金の精算が帰国後1か月を要していたということなので、会計規程に準じて適切に処理するよう指導を行ったところでございます。なお、国の海外派遣では、帰国後2週間以内に精算ということになっておりますので、1週間では少し短いので、実態を踏まえて、規程の改正を含め検討していただくよう、助言を行ったところで

ございます。これにつきましては、令和5年度に会計規程の改正を実施する予定をしております、現在対応中です。最後に、助言でございます。こちら、会計規程で毎月整備するように定められている月次契約状況報告書というものがあつたのですが、記載内容を確認したところ、海外派遣における旅行業者選定の契約案件のみが記載されていたということでございます。適切な契約や支出がされているかの確認を行う必要があるため、契約金額が少額を超える契約や支出についてはきちんと月次契約状況報告書に記載するよう助言を行ったものでございます。これについても、改善が既に図られていまして、予定価格が80万円以上の契約案件について、この報告書に記載を追記したということを確認しております。

資料の7ページを御覧ください。最後に、令和4年度指導監査結果を踏まえた課題と対処方針でございます。令和3年度の指導監査実施時の指摘事項については改善が図られていますが、現在対応中となっております、人事評価の具体的な取組方法などについては、今後の課題ということで挙げられると思います。今後の対処方針でございますが、令和4年度の指導監査において、法令違反による文書指摘を行うような事例はなかつたものの、業務運営上、違反の程度が軽微である口頭指摘や助言があつたため、適切な対応が行われているかどうか、適宜改善状況の報告を求めて、適正な業務運営が行われるよう継続的な指導を行うとともに、引き続き指導監査を行ってまいりたいと思います。また、構成員からの助言・意見に対しての指定法人の取組状況については、継続して改善が図られていること、現在対応中となっているものについては、進捗状況の確認を行って、見直しが必要な場合には随時指導・、助言を行ってまいりたいと思っております。

以上が、資料1の説明でございます。

○犬伏座長 ここまでの事務局からの説明に対して、御質問、御意見があれば、お願いいたします。いかがでしょうか。

よろしく申し上げます。

○竹内構成員 構成員の竹内でございます。

これまでこの会議でいろいろとコメントをさせていただいていることについて、対応していただき、監査において、また、その指定法人の日々の業務の中で改善されているということについて、確認させていただけたと思います。一部対応中のものもございまして、指定法人の業務運営について特に大きな問題もなかつたと御説明いただきました。改善された点につきましても、これからも継続して整備された状況が維持されているかということも監査で見ていただく必要がございますし、何よりも支出が適切に行われているかは非常にポイントになろうかと思つたと思います。契約に基づくものについては、業者の選定プロセスが適切になされているか。契約に基づいた役務提供なり物品購入などが行われているか。契約に基づかないような軽微なものもたくさんあるかと思つたと思います。それについては、特に現地での仮払支出が多くなろうかと思つたと思いますが、その精算行為が支出の確定になろうかと思つたので、仮払金の精算で一部精算行為が遅れたという御指摘はございましたけれども、そういった点については、法人の実情に合わせて、1週間より2週間のほうが望まし

いのであれば、それは改定する必要があるでしょう。その仮払金の精算のときに支出の根拠となる書類が全て整備されているかは非常に重要になってくるかと思っておりますので、その辺りは十分留意して指導監査を続けていただきたいと思います。

私のほうは、以上です。

○犬伏座長 ありがとうございます。

竹内構成員からの今の発言は、御意見ということでよろしいでしょうか。

○竹内構成員 結構です。

○犬伏座長 非常に貴重な御意見をいただきました。支出について、単に業者の選定が行われたということだけではなくて、その先の話も確認いただければという御趣旨かと思われました。

それでは、ほかに御意見はありませんでしょうか。

熊谷構成員、何かございましたら、よろしく申し上げます。

○熊谷構成員 特にはないのですが、昨年の指摘事項は着実に対応されているようなので、非常にいいかと思えました。多分、去年までのところでは、法人運営の中で、一般法人法上問題だなということが幾つか出てきていて、それが順次改善されて今日に至っているということなので、引き続きそのような形でやっていただくということをお願いしたいと思います。かなり法人の方も大変だと思うのですが、よろしく申し上げます。

以上です。

○犬伏座長 熊谷構成員、ありがとうございます。

非常に煩瑣になるということもありますけれども、しっかりと指定法人が運営されているということがこの事業を推進するためにも非常に重要なことだと思います。今後とも、御努力をお願いいたします。

そのほかはいかがでしょうか。

それでは、議題2についての資料説明に移りたいと思います。

よろしく申し上げます。

○藤井室長補佐 事業推進室の藤井と申します。

「戦没者の遺骨収集事業の取組について」、資料2を用いまして御説明させていただきます。昨年7月に開催されました前回の会議から現在までに更新のあったところを中心に、御説明させていただければと思います。

まず、1ページ、2ページにつきましては、令和4年3月時点から令和5年1月末という時点の更新のみでございまして、中身の数字等については、変更はございません。

3ページ目でございます。過去5年間の遺骨収容数について、記載しております。こちらにつきましては、過去5年、プラス、令和4年度に収容した数についても、併せて記載をさせていただいております。令和4年度は、令和5年1月末時点で、旧ソ連地域、カザフスタンになりますけれども、こちらから1柱相当、硫黄島で50柱相当、中部太平洋で74柱相当、インドで7柱相当の検体を収容し、硫黄島につきましては検体と併せて遺骨を送

還しております。これを反映させていただいたところでございます。また、収容及び送還の件は、追ってそれぞれの地域のところで説明させていただきたいと思っております。

4 ページでございます。今後の遺骨収集の実施方針でございますけれども、現在も令和元年12月に関係省庁連絡会議で決定された戦没者遺骨収集推進戦略の決定に基づく実施計画により、派遣をしているところでございます。冒頭の川又の挨拶にもございましたけれども、旧ソ連地域、南方地域ともに、令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルスの影響で、ほぼ実施できなかったところでございます。令和4年1月から海外派遣を再開し、令和4年度も、海外の相手国の入国条件の緩和などにより派遣が可能になった範囲で実施しているところでございます。旧ソ連地域でございますけれども、ロシア連邦につきましては、ウクライナ情勢もございまして、実施できておりませんが、旧ソ連地域に入りますカザフスタン共和国については、実施したところがございます。また、引き続き、旧ソ連地域、南方地域ともに、来年度以降も現地調査を継続して実施しまして、その結果を踏まえて令和6年度までに遺骨収集を実施する方針でございます。

5 ページを御覧ください。各国の入国制限の状況でございますけれども、前回の会議の際は、令和4年6月末時点としまして、外務省の感染症危険情報が、レベル2（不要不急の渡航はやめてください）、または、レベル1（十分注意してください）であったところがございますけれども、昨年10月19日付で、外務省から全ての国に対して、レベル1（十分注意してください）となっているところがございます。遺骨収集対象実施国におきましては、一部で入国に際してワクチン接種証明やPCR検査の実施をまだ義務づけているところもございまして、入国時に発熱等の症状がなければ、現地において隔離されるといった措置を取っているところはございません。派遣に際しましては、推進協会にも御協力いただきまして、派遣前にPCR検査等を実施した上で、万全を期して派遣をしているところがございますので、最近の派遣におきましては、現地で隔離されたということはございません。一方で、外務省の海外危険情報では、戦争や現地の治安状況によりまして、地域によっては、レベル1（十分注意してください）、レベル2（不要不急の渡航はやめてください）、レベル3（渡航中止勧告）が出ているところもございます。いずれにしましても、新型コロナウイルスの感染状況や現地情勢につきましては、日本の大使館や相手国政府ともしっかり連絡を取って、派遣が可能な地域について派遣をしているところがございます。令和4年度のこれまでの実績でございますけれども、2月末時点ということで更新をさせていただいております。硫黄島におきましては、調査派遣を15回、遺骨収集を4回実施しまして、75柱を収容しております。先ほど、1月末時点では50柱となっておりますけれども、2月の派遣で25柱収容しておりますので、このような形で数字を更新させていただいております。また、海外の現地調査派遣につきましては、インドで3回、マリアナ諸島7回、パラオ諸島3回、東部ニューギニア3回、カザフスタン1回、フィリピン1回、バヌアツ1回、ビスマーク・ソロモン諸島2回を実施しております。また、海外の遺骨収集につきましては、先ほど申し上げました、インドで2回7柱相当、パラオ諸島で1回74柱



相当、東部ニューギニアで1回23柱相当、カザフスタンで1回1柱相当、ニュージーランドで1回1柱相当の検体を送還しております。こちらは2月末現在の実績でございますけれども、2月末の数字として統計的にはまだ集計及び公表をしておりませんので、3ページの表は1月末現在で記載していることについて御理解をいただければと思います。今後、2月の集計がまとまりましたら、こちらの統計を更新させていただく予定でございます。また、海外資料調査派遣につきましては、米国海軍設営隊の資料館において実施しております。まだ遺骨収集の実質再開ができていない地域がございますけれども、そういった国に対しましては、遺骨収集再開に向けまして、相手国との対面またはオンラインによる協議を実施しているところでございます。令和4年度の今後の取組でございますけれども、今年度も本日で3月1日ということございまして、あと1か月弱でございますけれども、3月におきましても、そちらに記載がございますように、沖縄県那覇市の旧海軍司令部壕及び伊江村の埋没壕の現地調査、また、海外派遣につきましても、現在派遣をしているものも含めまして、8つほど、マリアナ諸島以下、そちらに記載しております地域において、現地調査及び遺骨収集派遣を予定しているところでございます。また、来年度以降、令和5年度以降の遺骨収集事業の実施に向けて、対象国と協議をしていく予定でございます。

資料の6ページを御覧ください。硫黄島につきましては、先ほども申し上げたところでございますけれども、派遣につきましては、新型コロナウイルス感染症の国内の感染状況を見ながら派遣を実施しております。今年度は、幸いなことに、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置もなかったことから、順当に派遣したところでございます。ただし、第1回の遺骨収集派遣につきましては、残念ながら団員にコロナ感染者が出たということもございまして、実施期間を短縮しております。後段の資料でも御説明させていただきたいと思っております。

資料の7ページを御覧ください。沖縄における戦没者遺骨収集につきましては、国が沖縄県に委託して県内の遺骨収集が行われているところでございます。先ほども5ページで触れましたけれども、令和5年1月に、沖縄県から、那覇市の旧海軍司令部壕及び伊江村の埋没壕についての遺骨調査・収集につきまして要請がございましたので、今月の6日から9日の日程で、現地に当局の職員を派遣する予定としております。

8ページにつきましては、これまでも御説明をさせていただいている沖縄県内における戦没者遺骨収集・発見のフローチャートでございます。沖縄で発見される御遺骨は、全てが戦没者の御遺骨とは限りませんので、まずは、警察への事件性の有無の確認、教育委員会とも連携し、戦没者の御遺骨と推定される場合に、戦没者遺骨収集情報センターもしくはボランティアの方に収集をしていただくという流れになってございます。

資料の9ページ以降につきましては、地域ごとの取組状況でございます。地域ごとに全て説明すると時間がかかってしまいますので、これまでに説明したことと併せまして、海外・国内を含めまして、主に更新のあった点について御説明させていただきます。9ページの旧ソ連地域でございます。見づらくて大変恐縮なのですが、真ん中辺り、まず、旧ソ

連地域、カザフスタンにつきましては、令和4年8月から9月にかけて4埋葬地の遺骨収集事前協議派遣・埋葬地調査を実施しております。こちらでDNA鑑定用の検体1柱を送還しております。今後の予定としましては、令和5年度上半期に、カザフスタンの2つの埋葬地の現地調査を予定しているところでございます。

10ページでございます。モンゴルにつきましては、現地の博物館で遺骨を保管しているという情報がございまして、令和5年度に調査派遣を予定しております。本来は令和4年度に実施したかったところでございますけれども、新型コロナの影響がございまして、派遣ができなかったという状況でございます。

資料の11ページでございますけれども、沖縄については、さきに御説明させていただいたところでございます。硫黄島につきましては、派遣ごとの収容数は記載のとおりでございますけれども、一部、資料に誤記がございまして、訂正させていただきます。「令和4年度は50柱を収容」とありますけれども、第4回の収容と合わせまして75柱となります。こちらは誤記でございますので、訂正させていただければと思います。大変申し訳ございません。

12ページになります。下段の、マリアナ諸島につきましては、令和4年度は、7回、現地調査を実施しました。現在も、テニアン島において現地調査を実施しているところでございます。

13ページを御覧ください。ギルバート諸島につきましては、タラワ環礁でアメリカのDPAAが収容した御遺骨につきまして、本年5月頃に、こちらの検体採取の派遣を実施する予定でございます。中段が、パラオ諸島でございますけれども、令和4年度は、7月と9月に2回ほど現地調査を実施しております。また、11月から12月にかけて遺骨収集を実施しまして、74柱相当の検体を送還しております。パラオにつきましては、現在も、2月から3月にかけて、現地調査を実施しているところでございます。トラック諸島につきましては、沈没艦船について、今月、現地調査を実施する予定としております。対象となる船につきましては、神国丸と清澄丸という輸送船2隻の予定としております。

14ページを御覧ください。東部ニューギニアにつきましては、令和4年度は、7月と10月に現地調査を実施しております。本年1月から2月の遺骨収集では、23柱相当の検体を送還しております。こちらにつきましても、今月、現地調査を実施する予定としております。また、所属集団判定会議で判定不可となった10柱について、令和5年1月にパプアニューギニア政府に通報しているところでございます。中段、ビスマーク・ソロモン諸島につきましては、令和4年度は、ビスマーク諸島において、2回、現地調査を実施しました。3月は、ソロモン諸島で現地調査を実施する予定でございます。また、先ほどの説明でニュージーランドがありましたけれども、ニュージーランドの博物館から送還した御遺骨につきましては、ガダルカナル島で収容されたという情報がございましたので、こちらに記載させていただいているところでございます。下段のインドでございます。インドにつきましては、令和4年4月と9月に、現地調査と遺骨収集を実施しまして、7柱相当の検体

を送還しているところでございます。11月にも、現地調査を実施しております。また、現在も現地で遺骨収集及び現地調査を実施しております。

少しページが飛びまして、17ページになります。インドネシアにつきましては、前回の会議の際に、戦没者遺骨収集に関する協定について、3年間の協定の延長が行われたところを御報告させていただいているところでございますけれども、インドネシアとの科学鑑定に係る合意書の取り交わしについて、いまだ調整を行っているところでございます。今月、インドネシアに現地調査・遺骨収集派遣を予定しておりますので、こちらで様々な協議をしていきたいと考えております。

資料の18ページでございます。フィリピンにつきましては、11月に現地調査を実施しました。2回目の調査実施を今年度中に予定していたところでございますけれども、日程の調整が整わなかったところもございまして、今年度の実施は見合わせているところでございます。

資料の19ページになります。一番下のバングラデシュですが、平成28年7月のダッカ襲撃テロ事件以降、治安状況の悪化に伴いまして派遣を見合わせていたところでございますけれども、治安状況が改善されたという現地の在外公館からの情報を受けまして、今年の8月から、遺骨収集の実施に向けて調整を行っているところでございます。英連邦戦没者墓地委員会本部及びバングラデシュとの調整を行いまして、令和5年2月に対面での協議及び現地調査を実施しているところでございます。今後、こちらの埋葬地の遺骨収集に向けまして、今月にも、また改めて現地調査をするために、推進協会から職員を派遣していただく予定となっております。

資料の21ページになります。5ページでも触れさせていただきましたけれども、海外資料調査を令和4年度は2回行っております。こちらはそもそも令和2年4月にアメリカで機密指定解除になったものでございましたけれども、新型コロナウイルスの関係で現地に行けなかったものを改めて取りに行ったというものでございます。

最後になりますけれども、資料の22ページでございます。令和4年9月にアメリカのDPAA主催で行われました第1回科学サミットの概要の資料でございます。こちらについて、御説明させていただきます。令和4年9月19日から23日の日程で、アメリカのDPAAと遺骨収集について協力関係にある御覧の11各国・関係機関、DPAA以下、日本、韓国、オーストラリア、パラオ、ベトナム、インド、マレーシア、インドネシア、フィリピン、オランダの、歴史研究、人類学、法医学等の専門家の方に出席いただきまして、各国におけるこれまでの遺骨収集の取組内容を共有することを通しまして科学的交流の促進を図ることを目的として、科学サミットが開催されております。厚生労働省からは国立科学博物館の篠田館長を含む5名が参加させていただきまして、各国と、様々な議論、意見交換を行ってまいりました。サミットにおきまして、日本からは、日本の戦没者遺骨収集事業の経緯、人類学鑑定の概要、遺骨の所属集団判定、次世代シーケンサを用いたSNP分析の概要についてプレゼンを行っております。また、各国の状況でございまして、アメリカ以外の参加

者につきましては、軍関係者、国立中央博物館館員、警察の関係者などから、軍人、行政官、科学者の背景を持つ方が多く参加されていたと聞いております。また、各国のプレゼンでございますけれども、アメリカのDPAAにおきましては、「法鑑定プロセスにおける安定同位体検査」、「遺骨の身元確認におけるDNA分析」といった表題でプレゼンがございました。また、オランダ、オーストラリア、韓国につきましては、日本と同様、遺骨収集事業の概要、実施上の諸課題、分析技術の問題、受入国のサポート、現地の法律・慣習・文化等について、プレゼンがございました。そのほかの国々につきましては、遺骨収集事業のDPAAにとっての受入国としての諸課題ということで、現地住民の調整の実例が紹介されていたところがございます。今回のサミットを通じての成果でございますけれども、主催者であるDPAAとしては、本サミットの目的は関係機関の交流を強化したいということでございまして、会議の成果の取りまとめは行われておりません。日本としましても、参加各国の発表を通じまして、各国の関心事項について概観することはできたと考えております。例えば、身元特定への同位体分析技術の応用につきましては、DPAAが活用を開始しているということが確認できました。また、DNA分析につきましては、従来の技術、STR分析に加えまして、次世代シーケンサによる分析についても、各国の研究者が高い関心を寄せていることが分かりました。

私からの説明は、以上でございます。ありがとうございました。

○犬伏座長 詳細な資料に基づく御報告をありがとうございました。

ここまでの事務局からの説明に対して、御質問、御意見があれば、お願いいたします。いかがでしょうか。

黒沢構成員、お願いします。

○黒沢構成員 黒沢です。

確認等をさせていただきたいのです。

10ページのウズベキスタンのところなのですが、下から6行目に「ロシア側より資料提供のあった」云々とあるのですが、ウズベキスタンではなくて、ここはロシアでよろしいのですか。

○藤井室長補佐 旧ソ連でございますので、基本的にはロシアということで結構でございます。ウズベキスタンが旧ソ連地域に入りますので、ロシアから提供があったということです。

○黒沢構成員 ロシア政府からあったのですか。

○藤井室長補佐 当時の旧ソ連政府ですね。大変失礼しました。

○羽賀事業推進室長 補足させていただきますけれども、ロシアとは、平成3年から名簿と埋葬地の情報が提供されておまして、そのときに協定を結んでおります。そのときに、ロシア側、当時、まだウズベキスタンとかは一緒でしたものですから、そこからそういった資料をいただいていると。その後もそういった文献調査をしておまして、そういった地域での資料提供があつて続いているという状況でございます。

○黒沢構成員 今回のロシアから、旧ソ連が持っていた資料の情報をいただいているということによろしいわけですね。

○羽賀事業推進室長 そうです。秘密指定解除されている文書とかもございまして、その後も新たな情報が来ておりますけれども、当時、そういった抑留死亡者の資料や埋葬地情報が提供されております。

○黒沢構成員 ウズベキスタン自体からも、当然、情報提供があるわけですね。

○本多大臣官房審議官 補足します。

旧ソ連全体の抑留者の資料については、現在のロシアが専ら資料を持っておりますので、今後、例外が出るかもしれませんが、ウズベキスタンについては、今のロシアから提供された資料の中で分かったものということでございます。

○黒沢構成員 ありがとうございます。

14ページのニュージーランドの戦争博物館の御遺骨ですけれども、これは先方から可能性があるのではないかという情報を寄せられての調査ということによろしいわけですか。

○藤井室長補佐 構成員の仰せのとおりでございます。在外公館を通じて情報が寄せられたものでございます。

○黒沢構成員 ありがとうございます。

17ページのインドネシアとの関係ですと、イスラム圏ですが、この遺骨収集に関わってネックとなるような問題は何かあるのでしょうか。

○羽賀事業推進室長 インドネシアにつきましては、御遺骨は文化財という取扱いをされておまして、そういった古くからある御遺骨を含むものにつきましては国外の持ち出しを禁ずるという法律が、近年、できたと聞いております。これまではそういったものはなかったのですけれども、新たにそういった取扱いになっておまして、そういったところが少しボトルネックになっております。しかしながら、ここに書いてあるとおり、協定を延長ということで、遺骨収集につきまして推進していくということは確認できております。他方で、こういった鑑定のやり方につきまして、インドネシア側でも鑑定を行いたいという情報がございまして、今、そちらにつきまして調整をしている状況です。協議は引き続き実施してまいるということでございます。

○黒沢構成員 ありがとうございます。

○犬伏座長 それでは、ほかの先生方はいかがでしょうか。

それでは、森本オブザーバー、よろしく申し上げます。

○森本オブザーバー オブザーバーの森本です。

教えていただきたいと思えます。14ページ、パプアニューギニアの遺骨が所属判定会議で判定不可となってパプアニューギニアへ通報したという文言があるのですけれども、これについては、交戦国でお互いに収集して、例えば、DPAAで、日本、アジア系か、あるいは、オーストラリアでも日本のものではないかという場合は連絡が来ますけれども、これは、判定会議で、全く交戦国あるいは日本の遺骨ではない、現地の遺骨であるということ

なのか、あるいは、御遺骨自体が分からない場合にはニューギニアのものですから、そういう形で連絡したということなのでしょうか。

○犬伏座長 それでは、お答えをお願いいたします。

○本多大臣官房審議官 この件に関しましては、遺骨の鑑定の状況について、後ほど、この次の議題として説明させていただきます中にも入ってきますので、その際に改めてお答えさせていただくということによろしいでしょうか。

○森本オブザーバー この所属集団判定会議で判定不可となったら、ファイナルジャッジで、もう分からない、いわゆるニューギニアの現地の遺骨の可能性が高いので、最終的にはお返しするということになるのかどうか。別の問題としまして、判定不可になったので相手政府に通報したということは、最終的にお返ししますよということですか。

○高島戦没者遺骨鑑定推進室長 戦没者遺骨鑑定推進室長でございます。

こちらは、先ほど本多審議官から申し上げたとおり、次の議題のところでも詳細に御説明いたしますが、この10柱の判定結果に関しましては、所属集団判定会議では3つのカテゴリーで判定結果を分類しておりますけれども、日本人の蓋然性が高い、日本人の蓋然性が低い、判断できないというもので、まさにこの判断できないというものになります。結論としてはそういう結論になってございますけれども、なぜそのような結果に至ったのかということに関しては、次の議題でまた詳細に御説明いたしますが、日本人の御遺骨としての蓋然性が高いとは判断できない、ただ、形質の状態やDNAの状態から見ても、分析ができないという結論で、要するに、科学的な鑑定ができないという結論から判定不可となった事案でございます。

○森本オブザーバー 次の議題でもう少し詳しい説明があるということですね。

○犬伏座長 それでよろしいでしょうか。

通報の内容という通報という意味は、どういう趣旨なのですか。それも次にお話しただけなのですかね。判定不可となりましたということを通報する、結果を通知したという趣旨でお伺いしてよろしいのでしょうか。

○羽賀事業推進室長 そういった判定の結果が出たということの通報、まずはそういう通報をすることになっております。その後なのですけれども、相手国政府に通報した後に、具体的な御遺骨の返還の協議を行う予定にしております。ただ、これは相手の国があることですので、相手の国がどういった反応を示すかということは、まだこういった実績がございませんので、一つ一つ丁寧に説明を差し上げながら、こういった判定不可となった御遺骨について、現地がどういう形で受け入れてくれるのか、もしくは、また別の提案があるのか、そういったところを具体的に協議しながら、返還に向けて進めていくものと考えております。

鑑定のことにつきましては、また後ほどよろしく申し上げます。

○犬伏座長 ほかにございますでしょうか。

浜井構成員、お願いします。

○浜井構成員 浜井です。

3点ほどあるのですけれども、1点ずつ、確認ないし質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目は確認になるかと思います。先ほども黒沢先生から御指摘がありました14ページ、ビスマーク・ソロモン諸島、ニュージーランドの戦争博物館が収蔵していたとされる御遺骨に関して、どういった部位の御遺骨が収蔵されていたのかということと、戦争博物館でいつ頃から収蔵しており、展示等があったのかなかったのかということについて、お尋ねしたいと思います。

○羽賀事業推進室長 事業推進室からお答えいたします。

御遺骨につきましては、頭蓋骨と聞いております。いつ頃かということなのですから、時期は明確には分かりません。

もう一つは、どういったことでしたでしょうか。

○浜井構成員 展示をされていたかどうか。

○羽賀事業推進室長 展示の有無につきましては、確認できておりません。保管をされていたと聞いています。いわゆる頭蓋骨を収集している、そういった御遺骨が持ち込まれたということでございます。

○浜井構成員 ありがとうございます。

同様の事例があるかないかということが少し気になる場所ですけれども、現在把握されているあるいは調査をしているといったことがあれば、併せてお尋ねしたいと思います。

○羽賀事業推進室長 こちらのニュージーランドにおきまして、ほかにも2柱相当の御遺骨があると聞いております。そちらにつきましても、頭蓋骨と確認しております。今回の調査で実際に現地に行こうと思ったのですけれども、悪天候で飛行機が飛ばないところがありまして、現認はできておりません。確認して、そういった御遺骨の情報があれば、返還に向けて進めていきたいと考えております。ほかの地域でも、同様の事例があった場合は、そういった連絡が入ってくるということになっております。

○犬伏座長 続けて、どうぞお願いします。

○浜井構成員 ありがとうございます。

調査をよろしく願いいたします。

2つ目ですけれども、最後のページにございましたDPAAの第1回科学サミットに関しまして、第1回ということで、定期的にかかれるのかなという感じがここから見受けられるのですけれども、例えば、第2回を予定されていますとか、これから毎年、こういった、遺骨収集に関する、関心を有するあるいは実際に行っている国々が集まるような会合がありますという見通しなのかどうかということについて、お伺いしたい。また、ちょうど数日前にDPAAの長官が来日して、大臣にもお会いしていたのではないかと思います。予定としてはそうなっていたかと思いますが、そこら辺で何かお話があったのかどうかということについても含めて、教えていただきたいと思います。

○犬伏座長 よろしく申し上げます。

○本多大臣官房審議官 御質問をありがとうございます。

まず、DPAA長官はまだ来日中のごさいますて、御指摘のように、大臣と会われて、また、その後、私ども事務方とも意見交換をいたしました。全体としては、これまでのお互いの連携について確認し、今後も協力しましょうということと、鑑定施設の見学をしていただきました。科学サミットの今後の展開については、特にその中で言及もなく、たしかこれまでにそういった話は聞いていないと思うのですが、その点については、補足があればと思います。

○高島戦没者遺骨鑑定推進室長 現地に出張に行った人間からの報告になりますけれども、実際のDPAAサミットでの司会者がDPAAの所長であるバード所長でございますけれども、バード所長からぜひともこのサミットを継続して開催していきたいという発言があったと聞いてございます。ただ、その時期や場所に関しましては、まだ具体のことは聞いてはございません。

○犬伏座長 続けて質問があれば、よろしく申し上げます。

○浜井構成員 ありがとうございます。

3点目ですけれども、今までの会議においては、御遺骨だけではなくて、遺留品に関しても、実績等、御報告があったかと思えます。今回はなかったということですが、そこら辺の御説明は年に1回といった形なのか、資料からもなくなっているという印象を受けたので、そこら辺について御説明いただきたいと思えます。

○中村課長補佐 事務局の中村です。

遺留品につきましては、近年、年に1回、年度末の数字が整った時点で、直近の有識者会議で御報告させていただいておりますので、次回は来年度開催の第1回目に御報告する予定でございます。

○浜井構成員 ありがとうございます。

最後の質問になりますけれども、今までのこの会議でも繰り返し御指摘してきたとおり、沖縄における南部の御遺骨が含まれているかもしれない、土砂の採掘問題というものがございまして、いろいろ指摘しているところではございますけれども、前回の7月の会議において、コメントは控えさせていただくという、非常にこの会議の存在意義に関わるような御発言が事務方からございました。それは非常に不適切だったのではないかと考えている次第でございます。この問題に関しては、2020年12月のこの会議の場におきまして話題に上がったわけでありまして、事務方からは、議事録にも記載はございますが、進展具合、あるいは、何か結果があれば、沖縄県とこういう話もしました、沖縄県はこういう対応で考えているとか、あるいは、国としてはこう考えているということは、逐次、この有識者会議で御報告申し上げたいということを確認されているところでございます。何もしていないのであれば何もしていないでも結構なのですけれども、国としても、この



3月にもまた動きがあるという報道もございますけれども、2022年度、令和4年度における厚労省の対応、並びに、この問題に対して今後どのように動いていくのかという見通しについて、改めてお伺いしたいと思います。

○犬伏座長 それでは、事務方から御説明いただければと思います。  
事業課長。

○浅見事業課長 沖縄におきましては、戦後間もなく、沖縄の人々によって遺骨収集が行われておりまして、県民運動で取り込まれることでかなり多くの御遺骨が収容されたという現実がございます。今日もなお、地下壕や開発現場等から御遺骨が発見されているところがございますけれども、このような歴史的な経緯を踏まえて、国と沖縄県とで役割を分担して、ボランティア等の方々からの協力などを得ながら、現在、遺骨収集を進めているところがございます。遺骨収集推進法におきましては、戦没者の御遺族の高齢化などを踏まえまして、国が責任を持って戦没者の遺骨収集の推進に関する施策を実施することとしているところがございます。厚生労働省としましては、沖縄の遺骨収集については、重機による掘削が必要な大規模なものについては厚労省が、地表等で発見された御遺骨の収容については、国からの委託によって沖縄県が実施しているということがございます。さらには、平成23年度から、沖縄県の法人で戦没者遺骨収集情報センターを設置しまして、遺骨収集に係る情報を一元的に収集する事業を沖縄県に委託して実施しているところがございます。厚生労働省としましては、引き続き、沖縄県、ボランティアの方々とは連携しながら、遺骨収集を進めて、1柱でも多くの御遺骨を遺族にお返しできるように取り組んでいくということで、今後とも沖縄県と関わっていきたいと考えております。

○浜井構成員 その御説明については、これまでも繰り返しされてきたこととしまして、具体的に何かこの問題に関して対応されたのかどうなのかということについてお伺いしたいということです。今までの経緯については、繰り返しませんけれども、議事録を見ていただければ分かるとおりであります。それについてきちんと対応されているのかどうかということとございます。

○浅見事業課長 厚生労働省としましては、防衛省に対しましても、また、それ以外の関係機関に対しても、御遺骨が発見された場合の手順や遺骨収集の重要性について、きちんと説明して、御理解いただけるようにしていただいているところとございまして、今後とも、引き続き心して指導していきたいと思っております。

○浜井構成員 具体的には、この問題に関して、沖縄県とは連絡を取っていないという理解でよろしいですか。

○浅見事業課長 厚生労働省としまして、遺骨収集の立場から、沖縄県と協働でこれからも業務を続けていきたいと考えております。

○浜井構成員 これ以上の答弁は出ないということであれば、今のやり取りを議事録に明記していただいて、これからも、動きがあつて、後からこうだったということがないよう

にさせていただきたいと思っている次第です。

次の議題もあると思いますので、私からの質問は以上でございます。

○犬伏座長 黒沢構成員、よろしくお願ひします。

○黒沢構成員 お時間のあるところ、すみません。

サミットのところでもう1点だけお聞きしたかったのですが、各国から参加されていて、いろいろなお話が、公式、非公式といひましようか、立ち話等も含めて、あったと思うのですが、そのときに、韓国から来ている方との話の中で、旧帝国臣民であった韓国の人たちに関わる御遺骨の関係のお話何かあったか、なかったか、そんなに深い話ではなくても、何かそんなやり取りがあったのかどうか、なければなかったでも結構なのですが、そのようなことがあったかどうかということだけ、確認させていただきたい。

○高島戦没者遺骨鑑定推進室長 戦没者遺骨鑑定推進室長でございます。

私は実際の現地に行っておりませんので、大変恐縮でございますが、報告を受けた限りでは、韓国の御遺骨との関係に関する意見交換があったとは聞いてはございません。ただ、現在、DPAAから受領しているギルバート諸島のタラワの御遺骨に関しましては、日本と韓国両方でDNA鑑定をしておりますので、それに関する意見交換があったとは聞いてございます。ただ、繰り返しになりますが、黒沢先生が最初におっしゃられたような意見交換の報告は受けてはございません。

○黒沢構成員 ありがとうございます。

○犬伏座長 ほかに、御意見、御質問はございませんでしょうか。

数々の御意見や御質問が出ましたので、ぜひ議事録等にとどめて今後の参考にしていただければと思います。

それでは、次の議題3に移らせていただきたいと思います。

議題3についての資料の説明をよろしくお願ひします。

○佐藤室長補佐 戦没者遺骨鑑定推進室の佐藤でございます。

資料3の1ページ目をお願いいたします。鑑定センターの概要を示している資料でございます。業務内容や体制の概要でございます。そのうち、体制としまして、昨年立ち上げましたDNA分析施設を追記しております。

続きまして、2ページ目をお願いいたします。戦没者遺骨鑑定の実施状況等についての概要でございます。まず、1つ目でございますが、戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定でございます。戦没者遺骨の身元特定のために実施しておりますDNA鑑定につきまして、平成15年度から令和5年1月末までに、遺族から6,820件の申請を受領しております。そのうち、実績といたしまして、4,685件を審議しましたところ、1,224件の身元が判明しております。2つ目でございます。戦没者遺骨の所属集団判定でございます。戦没者遺骨が日本人か否かを判定しております戦没者遺骨の所属集団判定は、令和2年度から令和5年1月末までに7,314件を審議いたしまして、日本人遺骨が5,821件、判定不能が1,393件、日本人

遺骨の可能性が低い遺骨が100件となっております。3つ目でございます。戦没者遺骨の鑑定体制の強化としまして、従前の鑑定機関に加えて、昨年9月に、厚生労働省自らDNA鑑定を実施するためのDNA分析施設を設置しました。この設置に伴い、遺骨検体の送還後、直ちに鑑定に着手できるように、体制の強化を図っていきたいと考えております。

次のページをお願いいたします。令和4年度の鑑定実績でございます。まず、1つ目でございますが、身元特定DNA鑑定会議は4回の開催いたしました。令和5年1月末現在ではありますが、554件を審議しましたところ、14件の身元が判明しております。14件のうち1件につきましては、手がかり情報がない遺骨の身元が判明しております。この1件は、硫黄島で収容された御遺骨で、これまでに手がかり情報のない遺骨の身元が判明した件数としては計5件となっております。2つ目でございます。所属集団判定会議は、3回を開催しております。1,944件を審議しましたところ、日本人の遺骨が1,787件、判定不可が153件、日本人の遺骨である可能性が低いというものが4件となっております。これらの結果には、SNP分析結果等を含めました総合的な判定を実施しました事案の33件が含まれております。総合的な判定を実施しました事案の33件につきましては、次のページで御説明させていただきます。

4ページ目をお願いいたします。総合的な判定を実施しました事案33件につきまして、これまでの審議経過を示しております。まず、収容地域でございますが、沖縄県、東部ニューギニアのオロ州と東セピック州の南部地域でございます。まず、沖縄でございます。形質鑑定、Y染色体のSTR型、ミトコンドリアDNA型の鑑定結果などにより、最初の審議結果では判定不可とされました2検体は、鑑定プロセスによりSNP分析を行うこととされましたが、残余検体がなく、SNP分析は実施されなかったということでございます。総合的な判定では、2検体ともミトコンドリアDNAのハプログループが日本人を含む東アジア系であることなどから、日本人の遺骨であるとされました。2つ目のオロ州でございます。最初の審議結果では判定不可とされました26検体のうち、19検体につきまして、SNP分析を実施しております。残りの7検体につきましては、残余検体なしまたは検体不良で分析不能のため、SNP分析は実施されなかったということでございます。総合的な判定では、参照情報のSNP分析による判定不能17件のうちの8件、残余検体なしまたは検体不良で分析不能の7件のうちの6件につきましては、ミトコンドリアDNAのハプログループが日本人を含む東アジア系であることなどから、日本人の遺骨であると判定されております。したがって、総合的な判定結果としては、日本人が16件、判定不可が10件となっております。3つ目の東セピック州でございます。最初の審議結果で判定不可とされました5検体につきまして、SNP分析を実施しております。新たな参照情報では、1件の判定不能とされましたが、総合的な判定では、次世代シーケンサによる分析から、ミトコンドリアDNAのハプログループが日本人を含む東アジア系であることなどから、日本人の遺骨という結果になっております。次に、SNP分析結果等を含めました総合的な判定の結果、判定不可となりました10件の事案について、御説明いたします。いずれの検体も、Y-STR型やミトコンドリアDNAのハプ

ログループが解析不能、かつ、検体不良で、SNP分析が実施できないまたはSNP分析を実施したけれども判定不能という結果でございました。なお、10件のうち1件につきましては、遺骨収容時の報告書によれば、相手国政府によって発見されたもので、日本人と思われると記載されておりましたが、記載内容を裏づける事実等が確認できず、また、総合的に見て日本人遺骨と判定する科学的根拠が確認できないことから、判定不能という結論になっております。

次の5ページをお願いします。身元特定のためのDNA鑑定に関する広報についてでございます。これまで、政府広報や新聞広告など、様々な手段を通じまして、戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定の申請を御案内してきましたが、令和4年度の新たな取組として、援護年金や恩給受給者約9,000名を対象に、受給額通知にリーフレットを同封いたしまして、令和4年6月に関係する御遺族の方へお知らせしたところでございます。この取組は、次年度も継続する予定としております。そのほか、御覧のとおり、新聞広告等の広報活動を実施しております。

次の6ページをお願いします。DNA分析施設の設置についてでございます。分析施設の設置により、まず、1つ目として鑑定件数を増加させること、2つ目として鑑定の迅速化を図ること、3つ目として鑑定技術の共有化を図ること、から鑑定体制の強化を図りたいと考えております。現体制では、基本的に遺骨検体送還後の約1年後に鑑定に着手するという運用になっております。送還した検体が日本人の遺骨と判明しない限り遺骨全体の送還は実現しないことから、鑑定の迅速化を図ることが必要であり、鑑定件数を増加させることが必要と考えております。分析施設は、遺骨からのDNA抽出をはじめ、型判定や鑑定書作成までの鑑定作業を自前で実施、また、鑑定機関は、これらの鑑定作業に加え、DNAが抽出しにくい事案や型判定が難しい事案の研究などに取り組んでおります。分析施設と鑑定施設の目標として、今後3年間で現在の水準の1.5倍に当たる約3,600件を鑑定する体制とすることを考えております。この体制により、遺骨検体送還後直ちに鑑定に着手する体制を構築したいと考えており、早ければ令和5年の実現を目指しております。なお、分析施設の稼働実績としては、稼働準備に要した期間が影響するところではございますが、これまでに約200検体を分析施設に持ち込んでおり、現在、分析に着手しているという状況でございます。さらに、鑑定機関とDNA分析施設における分析内容や新たな鑑定技術の共有を図ることも考えております。

次のページをお願いいたします。今後の取組についてでございます。まず、1つ目の鑑定体制の強化については、DNA鑑定の迅速化を図ること、SNP分析の一部工程を他施設で実施するなどの体制を検討することとしております。具体的には、迅速化につきましては、分析施設と鑑定機関による分析件数を拡大しまして、遺骨検体送還後、速やかに分析に着手し、遺骨検体の早期送還を実現すること、また、現在国立科学博物館におきまして実施しておりますSNP分析については、検体からのDNA抽出工程を分析施設が担うなどの効率化を図ることを考えております。2つ目の鑑定に関する研究等については、令和2年度から

令和4年度まで、①から④を実施しております。1つ目のSNP分析は、令和2年度から事業化を図っております。令和4年12月より、所属集団判定会議の資料にSNP分析結果も参照情報として追加されており、そのSNP分析結果を含めて、専門家による総合的な判断を行っているところでございます。2つ目でございますが、形質鑑定人の養成も令和2年度からの事業でございます。実績として、これまで形質鑑定人として2名を養成しております。3つ目でございますが、令和3年度からの厚労科研費によって、3か年の研究事業を行っております。次ページで、研究成果の一部を紹介させていただきます。4つ目でございますが、同位体関係は、放射性炭素同位体を用いた年代測定結果や分析手順等を検討しているところでございます。

次のページをお願いいたします。先ほど御説明いたしました厚労科研における研究事業の一部でございます。スクリーニング専用ソフトの開発についてでございます。身元特定のためのDNA鑑定は、遺族のDNAデータと厚労省が保有する戦没者遺骨のDNAデータについて、親族判定に用いるソフトDNA-VIEWを用いてスクリーニングを行っております。その結果、血縁候補となる遺骨・遺族の尤度比を求めまして、血縁関係を判断する参考資料としているところでございます。DNA鑑定には、常染色体、Y染色体のSTR型、ミトコンドリアDNAの塩基配列の分析結果を用いておりますが、現在運用しておりますDNA-VIEWは、常染色体STR型のみ対応しており、Y-STR型やミトコンドリアDNAの塩基配列は鑑定人が目視によって確認しているという状況でございます。そのため、関西医科大学におきまして、スクリーニング専用ソフトの開発を行ったところでございます。さらに、戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議の中間取りまとめにおいて、遺骨のDNA解析技術、血縁関係の特定等に資する研究の推進がうたわれていることなどから、このソフト開発とともに戦没者遺骨鑑定の標準プロトコルの作成につきまして、令和3年度から3か年の研究を行っているところでございます。スクリーニング専用ソフトの特徴でございますが、常染色体STR型のほか、Y-STR型、ミトコンドリアDNAの塩基配列に係る情報を用いて開発されていること、本来であれば検出できるはずのアレルが検出できないアレルドロップアウトにも対応していることとございます。今後の予定としては、模擬DNAデータによる精度検証の実施、実際の遺骨・遺族データを用いて現在使用しているソフトとの比較検討などについて行うこととしております。

次の9ページ以降は、参考資料でございます。簡単に申しますと、先ほど、2ページ、3ページで御説明いたしました鑑定実績については、11ページから13ページが身元特定、14ページから16ページが所属集団の資料となっております。

私の説明は、以上でございます。

○犬伏座長 ここまでの事務局からの説明に対して、御質問や御意見があれば、よろしくをお願いいたします。

熊谷構成員、お願いします。

○熊谷構成員 ありがとうございます。熊谷です。

1つだけ質問なのですが、厚労省のDNA分析施設を設置するという事で、国内鑑定体制の強化は非常に期待しているところなのですが、この中で、厚労省自らが専門家を雇用することで迅速化を進めるということになるのだと思うのです。専門家も実はそんなに数は多くなくて、各大学に分散しているのかなとも思うのですが、専門家を雇用することによって逆に各大学で人手が足りなくなるなどということはないのかどうか、専門家の雇用と専門家の育成をどんなふうにもこの機関で考えているのかということをお教えいただければと思います。

以上です。

○犬伏座長 御説明をお願いします。

○高島戦没者遺骨鑑定推進室長 今回、厚生労働省が9月に設置させていただきました戦没者遺骨鑑定センター分室でございますけれども、鑑定人は、現在の鑑定機関の一つでございます東京慈恵会医科大学の先生に、鑑定機関としても勤務いただきながら分析施設においても勤務いただくという体制としてございます。熊谷構成員におっしゃっていただいたとおり、この戦没者遺骨の鑑定事業そのものに関わる人材は潤沢にあるわけではございません。今回、分析施設の紹介をさせていただいておりますが、鑑定機関の先生方とはこの点の協力をお願いしていかねばならないところだと考えてございます。分析施設は、DNAの鑑定機関と同水準のことができるような体制ということで設けた施設でございますけれども、研究機関でもございませんし、学術機関でもございません。そうした人材育成等々に関しましては、12の大学、鑑定機関をお願いしてございますが、そこは引き続き御協力をお願いしていきたいと考えてございます。

○熊谷構成員 よろしく申し上げます。

○犬伏座長 ほかに御質問はありますでしょうか。

先ほど、森本オブザーバーの御質問もあったかと思えます。

○浜井構成員 今の御質問に関連してなのですけれども。

○犬伏座長 関連するということで、浜井構成員から先をお願いします。

○浜井構成員 浜井です。

今の熊谷先生からの御質問に関連して、新しい施設が立ち上がって、今後、鑑定件数の1.5倍の増加が見込まれるということでございます。これは非常に結構なことだと思っておりますけれども、従来の鑑定機関も引き続き鑑定をお願いする、12機関に基本的にはお願いするという事で、今までの議論の中で、今まで鑑定していただいていた12機関は、かなり御苦勞をされて、鑑定していただいたということで、新しい施設ができることによってそれが軽減されるのではないかという話、見通しもあったかと思うのです。今の御説明を見ていると、今までどおり、鑑定機関にも継続して今までのような分量をしていただきながら、さらに専門機関が増えたという形で、従来の鑑定機関の御負担について軽減されたとか、そういった見通しがあるのかということについては疑問に思いましたので、お尋ねいたします。

○高島戦没者遺骨鑑定推進室長 戦没者遺骨鑑定推進室長でございます。

今回、資料の6ページに記載させていただいておりますとおり、鑑定機関におきましては、鑑定作業を行っていただいておりますけれども、それ以外にも、DNAが抽出しにくい事案や型判定が難しい事案の研究、ほかの機関では結果が出なかったような事案をさらに深掘りしていただく、繰り返し分析いただくような対応をお願いしているところでございます。今回分析施設を設置した大きな目的としては、件数が増えることは当然なのですが、遺骨の検体を日本に送還してから実際に着手するまでにお時間を要している、要するに、直ちに着手ができない状況でございますので、まずはそこを短くできるようにしたいということでございます。現状、この点を改善させるためには、鑑定機関の皆様には引き続き御努力をお願いしたいということで、もちろん分析施設でも対応していきたいと思っておりますけれども、現状としては、鑑定のスピード、送還してから分析に着手するまでの時間を要している状況でございますので、大変心苦しいところでございますけれども、引き続き鑑定機関の先生方と対応していきたいということでございます。

○犬伏座長 どうぞ。

○黒沢構成員 黒沢です。

慈恵会医科大学の福井先生に分析官をお願いされたということなのですが、この福井先生は慈恵でもやられているわけですよ。その両方を兼ねているということになると、慈恵のほうの手薄になるみたいな、それによって慈恵での鑑定件数が減るようなことは、起こり得ないのか、起こるのかということが1つです。

もう1つ、人の問題が重要だと思うのですが、これを担っていただける人がいないという話なのですが、各大学の研究室で育っている、そして研究を続けていきたい、細々とでもやっていきたいという若い人たちも多分いらっしゃると思うのですよね。でも、そういう人たちに職がない。こういった研究を志している若手・中堅の方たちの就職できる大学等のポストがどんどん削減されていて、なかなか専任の職がないという問題は、この分野だけに限らないのですけれども、自分たちのそういった知見や技術を生かせるような場がない、それゆえその分野に入っていく研究者が少ないという問題もあると思うのですよね。そういう点でいうと、厚労省でつくられた場の鑑定分析官は、今は、兼任というか、非常勤というのでしょうか、これを専任の職として、育ってきた若い人をここで就職させるというお考えはあるのか、ないのか。そのようにしていかないと、施設はできても、担う人がいないということになると、皆様の御指摘のとおり、なかなか件数は増えていかないと思うのですよね。迅速化も。そういう点で、今後の取組になると思うのですが、そういった人の育成あるいは働く場所を提供するという意味も含めて、厚労省にお考えいただくような余地があるのかなと思ったものですから、そういう点を御質問させていただきました。

○犬伏座長 よろしく申し上げます。

○高島戦没者遺骨鑑定推進室長 慈恵会医科大学の体制に関しましては現状維持される上

で、分析施設でも勤務していただいているという状況でございます。分析施設におきましては、鑑定人の福井先生がお1人で対応するわけではございません。その前処理というか、作業する専用の技師を2名雇いまして、福井先生の指導の下で技師が分析作業に着手していくことになってございます。ただ、2つ目の御質問に関わりますけれども、繰り返しになります、分析施設は学術研究機関としては位置づけてございません。技師自身は、戦没者遺骨には、今回、初めて着手した方々になります。これまでもDNAシーケンサやDNAの解析等々には長年携わってきた職員を専用の技師として雇ってはございますけれども、戦没者の御遺骨、まさに長年地中等々にあった難しい御遺骨を分析対象としたことではございませんので、今、技術を磨いていただいている状況でございます。

今後の研究者の育成に関しては、鑑定機関の先生方からも御指摘をいただいているところでございます。DNA鑑定という分野だけではなく、今回資料の中にも入れさせていただいていますが、厚生科学研究で新しい研究に着手いただいている若い先生方がいらっしゃいますので、そうした先生方に戦没者遺骨鑑定に関わっていただけるように、厚労省としては取り組んでいきたいと考えてございます。

○犬伏座長 オブザーバーの浅村先生、まだ日の浅いことですが、何か関連して御経験や感想とかがありましたら。

○浅村オブザーバー まず、お話のある分析施設に関しては、私自身は、直接携わってはいませんので、詳しくは分かっていません。ただ、経緯等はずっとお話を伺っています。

まず、1つ、福井先生のお話があったのですけれども、恐らく福井先生は御定年になられて、今、大学は、定年になると、特任教授とか、福井先生は特任講師か何かだと思のですけれども、そういうことで大学に残ることはできるのですけれども、いわゆる大学の常勤ではなくなるということから、恐らくこちらに手が回るとは思っています。

この施設に関しては、数字も目標としてはあるのですけれども、私は、事務方にも、これまでも、この数字は本当に実現できるのかを含めて、ある意味、第三者的に御意見をさせていただいていますし、今後も、できましたら、直接携わるのは難しいのですけれども、なるべく関わってはいきたいと思っています。

もう1点、育成という点でお話があったかと思うのですけれども、私の専門は法医学という分野なのですけれども、この分野自体は法医学の者が対応している分野です。御存じの方がいらっしゃるかどうか分からないのですけれども、その法医学自体が絶滅危惧的な分野です。分野は違うのかもしれないのですけれども、私の主たる業務は司法解剖という業務で、何かの会議のときにもお話ししたことがあるのですけれども、法治国家である日本で、今、いろいろな事件がありますけれども、全て司法解剖が行われています。数とすると1年間で20万に近いような御遺体があって、その中で相当数の解剖をやるのですけれども、その解剖を担う専門医は全国でたった百何十名しかいないと言われております。私たちの分野とすると、一番重要なことは司法解剖を担う者の育成で、それすらなかなかできていない中で、研究分野であるDNAの分析に関してどれほどのことができるかということは



すごく大きな課題です。1点だけ申し上げたいことは、研究機関とはいっても、大学です。言うのは厚労省ではなくて文科省だと思うのですけれども、大学教員は、御存じのとおり、削減の一途で、私も大学から与えられている定員はたった3名です。どの大学も今はそうだと思うのですけれども、その3名の中で、司法解剖は私が年間で大体200を超える数を担うのですけれども、そこで厚労省に協力させていただいているDNA鑑定を、例えば、1人専属にすると、もう1名しか空いてなくて、そこで、教育、その他、世界的な論文を書きたいとかということであると、人材育成どころか、どうにもならないということが本音です。これはここだけの問題ではなくてほかの分野でも言えることなのだと思うのですけれども、法医学がこの分野を担っている以上は、大学に人がつかない限りは人材の育成は全くできない状況で、今なお、大学の人材への補助金等は削減の一途で、定員はどんどん減っていく一方なので、根本的にそういうところが解決されない限りは難しいなど。

この会議の本質的な話になると、戦没者のDNA分析をする分野の育成者をどうするかというと、目下、考えられることは、大学に委ねれば、今のような人員の問題があるので、不可能だと。そうであれば、これも前から言っているのですけれども、例えば、厚労省から人材を集めていただいて、各大学、今協力している12大学に1人でもそれぞれ人件費を充てていただければ、各大学、12なので、1名ずつで12名の育成ができるのだと思います。ただ、その方たちも、将来のことを考えれば、永久就職できないとなると難しいと。受皿も含めてそういう方を育成していくことまでやっていただけるなら、私どもも責任を持って対応ができるのですけれども、なかなかこの短時間では話し尽くせないような人材の問題があるので、簡単ではないということだけ御理解いただければと思います。

以上です。

○犬伏座長 大学が非常に悲惨な状況にあることは訴えた上で、厚労省さんとしては、予算措置等々で、人材育成、養成をある程度お考えいただければということは、大学に籍を置いた者としては、非常にお願ひしたいし、浅村先生には抽象論ではないレベルでのお話をいただいたということです。

お待たせいたしました。森本オブザーバーをお願いします。

○森本オブザーバー 私は、遺族ですので、そういう立場からの話です。戦没者がいて、遺族がいて、遺児がいるということで、その戦没者の遺骨、日本人の遺骨を日本へ持って帰るということに関して、遺族としてこの席にいます。

まず、先ほどの続きで、東部ニューギニアについて、特にお答えは不要ですが、平成12年、平成15年の収容検体を、今、分析していただいているとのこと。まさしく平成15年度、私はニューギニアへの遺骨収集に派遣されて行っており、この時、捧持して帰還した遺骨です。20年経過してやっと鑑定分析を行っていただいているということには感謝の気持ちです。先ほど話がありましたとおり、それでこういう結果が出たと。不可との結果が出たことについて、現地政府に連絡をされるとのことですね。

もう1つは、御遺族の元へと広報をされているということですが、これについて

は、前にもお聞きしたことがあったのですけれど、この広報によって、遺族、遺児の人たちも80歳を過ぎている人たちで、自分の検体を厚労省に提出しておられる人が私の友人にもかなりおられますけれども、これについては、どの程度進んでいるのか。進んでいると言うのも変ですけれども、広報されてから、既に1年以上ですね。私の友人では、マッチングしなかったという返事をもって、それはそれで納得している友人もいるのですけれども、どの程度の遺族から検体が提出されて、どのくらい進んでいるのか。

もう1つ、6ページに検体を持ち帰ったものは当年度に着手するという目標がありまして、厚労省で独自のラボを立ち上げて1.5倍に能力が増えたという話ですけれども、コロナで今までは3年間ずっと止まっていたから、逆に言えば、検体の数の持ち帰りは増えていきます。1.5倍に増えて、当年度に着手していただいても大体半年から1年以上ということですが、当年度に着手していただければ、翌年度には必ず日本人か日本人でないかぐらいの判定は出せるような体制にいくのかどうか。前々からスピードアップとは言われていますけれども、まさしくここにあるように、体制を強化していただいて、先ほど先生から話がありましたように、強化の方法とか、いろいろとお話がありましたけれども、私ども遺族としては、自分の父が云々よりも、外地で戦没した日本将兵の遺骨が収容できたのであれば、とにかく日本人という鑑定を早くしていただきたい。平成時代、蓋然性あるいは遺留品から日本人ということで、現地の鑑定人にファイナルジャッジをしていただき、個人を確定する可能性のある遺骨についてだけ検体を取ったみたいな形でした。今は全て検体を取るという形になっていまして、それは当然だと思うのですけれども、これからは量も非常に増えると言ったら変ですけれども、埋葬地自体、確実性や信憑性がない情報も多いから、かなり大変ですけれども、そういう中でも、検体が返ってきたものについては、できるだけ1年や2年と置かないで判明するような体制を取っていただきたい。これを切望します。遺族の考えです。

○犬伏座長 遺族の方々は特に高齢化しておられるということも含めて、先ほどの広報との関係で、検体を提供する方が結構増えたのかとか、実情について触れていただけるような情報がありましたら、少し補足いただければと思います。

○高島戦没者遺骨鑑定推進室長 手がかり情報がない御遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を昨年10月から開始してございまして、現在までの申請件数は1,559件でございまして。DNA鑑定自体は平成15年度から開始してございまして、申請件数は6,820件です。そのうち、この1年足らずで1,559件の御申請があったということは、公募による影響が大変大きかったのかなと思ってございます。

検体数に関しましては、手元に数字はございませんが、大体1家族当たり1から2検体ぐらい御提供されるので、大体平均して1.2倍ぐらいの数、1家族1.2検体と考えていただければと思います。実際審議した数に関しましては、これまで245の御家族を審議いたしまして、先ほどの資料の説明にもありまして、新たに、昨年12月、硫黄島の1柱について、手がかり情報がない御遺骨の身元が判明したという状況でございまして。

鑑定件数を増やして、早く、時間がないという御意見は、大変多くの御遺族からいただいております。恐縮でございますが、現状としては、まず、分析に着手ができていない検体がありますので、そこにしっかり取り組めるような体制をつくる。そうすれば、日本に送還してから直ちに着手ができるだろうと。そこから先の鑑定の時間をどれくらい短くできるのかということに関しましては、どうしても御遺骨の状態によります。今後、特に南方地域の御遺骨の収容も進むことを期待してございますが、南方は非常に御遺骨の状態が悪いものが多くございます。何度もDNAの分析を繰り返し、鑑定機関で行っていただいて、ようやく型判定ができたとか、そうした状況でございますので、なかなかこの時間を短くすることは難しい部分がございますが、引き続きそういった取組は進めなければならないと考えてございます。まずは、件数を確保し、時間を短くできるように、進めてまいりたいと考えてございます。

○犬伏座長　ますます困難な状況になってくる、時間は相当年数がたっておるということもありますけれども、厚労省としては努力いただいていると。

そのほか、御質問、御意見はございませんでしょうか。

それでは、最後の議題となっておりますけれども、議題4に移らせていただきます。

資料4の御説明をお願いいたします。

○渡邊課長補佐　事業課の渡邊でございます。

お手元の資料4「令和5年度予算案について」の御説明をさせていただきます。

まず、1ページ目を御覧ください。遺骨収集にかかる予算額のこれまでの推移について、表しました。詳細な説明は割愛させていただきますが、御覧のとおり、平成28年度の遺骨収集推進法制定以降、遺骨収集事業を行うために必要な予算額を確保してきたところでございます。令和5年度予算案につきましては、前年度に引き続き、財務省と予算折衝を行いました。海外等での遺骨収集事業の実施、戦没者遺骨の鑑定の充実、その他、硫黄島滑走路地区における調査など、当局が推進を図るべき事業について必要な予算額として、約33.2億円を確保することができました。対前年度の予算額と比べまして、約4400万円の増額となっております。

続きまして、2ページ目と3ページ目に、令和5年度予算案の内訳を整理しております。令和5年度の予算案は、御覧のとおり、硫黄島の事業をはじめとしまして、大きく6つのカテゴリーに分かれております。硫黄島では、滑走路地区における地下壕探索のための面的調査などの経費、具体的には、滑走路地区で計画的に行っておりますボーリング調査、そのほか、硫黄島に厚労省事務所という施設があるのですけれども、その老朽化が激しいということで、その建替えに係る経費などを計上しました。対前年度で約1300万円を増額しております。マル2の海外等における遺骨収集事業につきましては、現地調査、埋葬地調査は、令和4年度予算の調査派遣班数と同等の班数を令和5年度も設定いたしました。御覧の地域で調査を実施することとしておりますが、一部、ミャンマーにつきましては、現地の政情が不安定であるため、令和5年度中に多くの派遣を行うことは現時点では困難

であると考えまして、令和4年度予算と同様の班数を計上しております。その下の遺骨収集も、同様に、御覧の地域において、前年と同等の回数の派遣を設定するとともに、南方における遺骨返還のための協議派遣に係る経費を計上しまして、トータルで対前年度約1800万円を増額しております。その他、マル3の法人運営経費、3ページ目、マル4の海外公文書館の資料収集につきましては、前年度同額を計上しておりますが、5番の遺骨の鑑定につきましては、先ほどからお話がありますが、令和3年10月から、遺留品等の手がかかり情報のない遺骨の身元特定のためのDNA鑑定を、地域を限定せずに、公募によって実施する取組を進めておまして、今後も御遺族からの鑑定の申請件数が増えることを見込みまして、鑑定費用を増額しました。それによって、トータルで約1400万円を増額しております。また、6番の遺骨・遺留品の伝達のうち、遺留品返還事業につきましては、一部民間団体に業務委託をしておまして、そのうちの海外活動分については外貨支払いとなっておりますので、昨今の円安による影響を考慮しまして、約300万円を増額して計上いたしました。

4ページ目以降は、先ほど御説明しました遺骨収集事業を含む社会・援護局の令和5年度予算案の主要事項について整理した資料を参考までに添付させていただきました。後ほど御覧いただければと思います。

簡単ではありますが、以上が資料4の説明でございます。

○犬伏座長 それでは、予算について、資料に基づく御報告、御説明について、御質問や御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局からの説明は以上になりますけれども、全体にわたっての御質問や御意見で残しているということがございましたら、最後にお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。全体にわたって、御質問等がございましたら。

すみません。まだ、1つ、参考資料についての御説明が残っておりました。

よろしく願いいたします。

○浅見事業課長 参考資料でございますが、お手元に参考資料1と参考資料2という2つの資料が渡っているかと思えます。

まず、1のほうですが、「戦没者遺骨収集等における手順書」の修正案で、現在、我々が遺骨収集を行っている中で、こうした手順書をつくっておまして、こちらの手順書に基づいて収集作業を進めているところでございます。先日、戦没者遺骨鑑定センターの運営会議が1月24日に行われました。こちらの概要が参考資料2の中で書かれているのですが、この会議の中で手順書について議論する機会がありまして、先生方から御意見を伺いましたところ、いろいろと御意見をいただいたのですが、DNA鑑定用の検体の採取について御意見をいただきました。具体的には、9ページに今回の修正内容が書かれているのですが、現在、検体の採取部位ということで、旧ソ連地域の埋葬地、南方等の戦闘地域の別で、検体の採取の部位、方法等をここで定めているところです。現在は、歯、

四肢骨、側頭骨錐体部が、検体としてふさわしい、適切であるということで、採取して持って帰ってきているわけですが、こうした検体がない場合には、日本側の遺骨鑑定人が適当と判断する部位、緻密な骨を持って帰るということにしております。その中でもどこが適切なのかというところについて具体的な記載があったほうがいいだろうということで、構成員の方々からは、米国のDPAAでは、長管骨では基本的に腓骨を検体として収集していると。腓骨は、膝から足首までの2本の骨があるのですが、外側の細い骨ですね。あるいは、第一中足骨というところも対象にされていると。この第一中足骨は足の親指のつけ根のほうの骨ですが、そういった御遺骨の部位についても検体の採取に適しているのではないかと。そのほかにも、中手骨という手の指のつけ根のほうの骨も、検体を採取したことがあって、DNAの抽出にはよい結果だったという御意見をいただきましたので、その部分については、手順書にきちんと反映して、今後、これまで、歯、四肢骨、側頭骨錐体部がない場合に、こういった部位を採取するのがふさわしいかというところの例示として、この赤字で書いた部分を新たに追記することで改正したいと考えております。

もう1点でございますけれども、先ほど、担当から説明しましたとおり、所属集団判定会議におきまして、昨年12月、次世代シーケンサのSNP分析の分析結果を含めた総合的な判定を初めて行ったわけでございますけれども、東部ニューギニアの御遺骨の中で、10検体で判定不能という結果が得られたところです。具体的には、先ほどの鑑定の取組状況の資料の4ページに、それが書かれているところでございます。東部ニューギニア、オロ州の御遺骨の中で、判定不可、10検体ということで、こちらについては既に東部ニューギニア政府には通知しているところです。

これについて、この資料の19ページをめぐっていただきたいのですが、現在の遺骨収集・鑑定のプロセスにおきましては、「次世代シーケンサによるSNP分析の所属集団の推定」の下、「専門家による総合的な判断」の下のところに、字が小さいのですが、**「日本人の遺骨である可能性が低い又は判定不可」とされたものについては「相手国と協議した上で原則返還」ということになっておりまして、有識者会議におきましてこのスキームについては認められているところでございます。**

総合的な判定で判定不可という結論が出たのですが、科学的な根拠から日本人ではないと判断したものではなくて、結局、そのDNAのデータが得られないとか、形態に関するデータがなくて分析ができなかったという中で、今回は判定ができなかったということになっております。これらについては、今後、パプアニューギニア政府と原則返還という形での協議を行っていきたいと思っております。こうしたケースについて、構成員の方からいろいろな御意見がありました。

先ほどの参考資料2の3ページに書かれておりますが、全く何もなければ分からないと判断するのですが、状況的に日本人を示す要因、例えば、所持品なり状況証拠等があるときは、日本人と考えても問題がないのではないかと、科学的に分析を尽くした上

で解析不能ということであって、当時の報告書の記載だけで日本人と判断することはできないのではないか、また、判定不可といえども日本人の可能性が低いと言っているわけではないという点を認識して、ケース・バイ・ケースで対応する問題なのではないか等々、様々な御意見をいただきました。

私ども厚生労働省としての考え方ですけれども、令和2年にこの有識者会議において取りまとめられた抜本的な見直し方針を踏まえて定めた遺骨収集・鑑定プロセスでは、御遺族の御心情をもちろん第一に考えて、遺骨の収集から鑑定まで、専門的な知見を踏まえた統一的な対応を取ることにしております。収集段階では、その判断の根拠となる情報を正確に残しながら作業を行って、日本人である蓋然性が高い場合に、御遺骨の検体を日本に送還すると。鑑定段階では、DNA鑑定等を踏まえて、専門家による総合的な判断を行うこととしています。総合的な判断の結果、日本人の御遺骨と判定されたものは、日本に送還しまして、それ以外の御遺骨については、相手国と協議をした上で、原則返還というプロセスが定められているところです。

一方で、今回の御遺骨のような、平成12年、平成15年に収容された御遺骨の中には、収容当時の判断の根拠となるような情報が不十分であるというケースもあります。ただ、こういったプロセスを決めた以上、日本人の御遺骨と判定されないものについては、相手国と協議の上で、原則、相手国へ返還するという方針に基づいて、今後、進めていきたいと考えているところですが、このことにつきまして、今回、有識者会議の構成員の皆様からの御意見をぜひ伺いしたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

○犬伏座長 それでは、参考資料1と2を含めて、また、先ほどの鑑定の取組状況についてのプロセス等を御説明いただきました、有識者会議での御意見もいただきたいということでございますので、今の点について、とりわけ、御遺族の方々の御心情に配慮することが必要ではないかということもありますので、今の御説明について、御意見がございましたら、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

○黒沢構成員 御説明をありがとうございました。

今までの流れもあると思います。厚労省のお考えも御説明いただきましたけれども、参考資料2を拝見しますと、構成員の方々は、返還ということについて、懸念、もうちょっとワンクッションがあるのではないかとということで、皆さん、多分御発言いただいたのだろうなど。1人の方だけではなくて、複数の方が、同じような方向で、ある種の懸念を抱かれての御発言だったと思うのです。現段階では日本人ということが科学的に判定できないけれども、日本人ではないとは言えない、逆に言うと、日本人ではないと言える科学的根拠がないということですよ。その場合でも返還に向けて動くということでもいいのかどうかということだと思っております。

御遺族のお考えとか、この問題は、結局、そもそも戦争を始めたのは国ですから、それで、皆さん、赤紙で召集されて、戦地に赴かれて、お亡くなりになったという歴史的経緯

があって、御遺骨を収集する、内地に持ち帰るということは、国の責務であるということ、こういったことが行われていると思うのです。科学的に判定できるかどうかということは、今後、技術的にさらに判定し得るかもしれないということですよ。そういうことも考えますと、現段階で科学的に判定できないかもしれないけれども、日本人ではないということが確定していない上、返還に向けて即動くということは、やはり御遺族の理解なども得られないのではないかと。あるいは、広く言い過ぎるかもしれませんが、そういった日本人にとってのさきの大戦で亡くなられた方々に対する思いとして、違和感が残るところがあるのではないかと、私は思います。

この問題は、簡単に割り切って返還に向けての動きということには、ペンディングをしていただいたほうがいいのではないかと思います。

○熊谷構成員 熊谷です。

非常に悩ましい問題なのだろうとは思いますが、ただ、もともこのプロセスが出てきた前提としては、日本人ではないという指摘があったにもかかわらず、それが長年放置されていたところがあって、科学的な分析も入れた上で手続を定め、結果として判明しなかったものについてはきちんと返しましょうということから始まったものであって、その結果、できてきたプロセスだと思うのです。そういった中で、当然、御遺族の方たちの思いを最大限に尊重しながらやっていくことにはなるのですけれども、他方で、海外から御遺骨をこちらに持ってきているということであると、海外の方の御遺族という方も場合によってはいらっしゃるわけなので、そういう意味で、本当に日本人ではないのだとすると、そういった方たちの思いもある程度考えなければいけないというところはあるのだろうと思います。

恐らく、今回、相手国と協議した上で原則返還というプロセスになっているのは、そういった辺りも踏まえて、現状、日本の分析がどういう状態になっているのかということも併せて伝えた上で、どうするのか、御遺骨を日本に持ってくる、帰還することを認めた海外の立場をどうするのかということも併せて、多分、そこをきちんとお互いに調整しながら進めていくということで、その状況であれば返還には及びませんということになるのかもしれませんが、返還してくれということになるかもしれないということでは、ある意味、この協議次第なのかなというところもあるので、その協議を丁寧にやっていたくことになるかと思います。

以上です。

○犬伏座長 ありがとうございます。

浜井構成員、お願いします。

○浜井構成員 浜井です。

基本的には、先生方の御意見の方向で進めていただくことになるかと思います。すなわち、日本での鑑定結果、現段階での緻密な鑑定結果がこうであったということは、相手国に対して、通知するというか、通報する、その上で、それを丁寧に説明した上で、相手と

の協議の中で決めていくということになるかと思えます。

その中で、そのまま日本に検体を保管するというのも選択肢の一つとしては出てくる。つまり、検体を返還せずに保管する。その場合、保管場所をどうするのかとか、いつまで保管するのかということも含めて、考えなければいけない問題かと思えます。

したがって、この問題は、非常に微妙な問題というか、丁寧にこちらとしても扱わなければいけない問題だと思えますので、ケース・バイ・ケースとおっしゃっている構成員の先生もいらっしゃいましたけれども、どういったことが考え得るのかというオプションも含めて、日本でその検体を保管する場合、どうするのか、科学的に何か新しい手法が出たときに改めて再鑑定をするのかどうかという可能性も視野に入れながら、対応を考える必要があるかと思えます。

したがって、現時点ではこうであるということは伝えながらも、その先をどうするかということについては、少し整理をして対応を考える必要があるだろうと思えます。

○犬伏座長 ありがとうございます。

熊谷構成員にも経緯について御指摘いただいたように、もともとは、日本人ではない御遺骨が含まれているのではないかということで、このようなプロセスを検討し、より丁寧に御遺骨についての判定プロセスを構成していったということで、今回の判定不可も、かなり丁寧に判断してもここまでという結果での判定不可だったということでもあります。相手国との協議の中で、日本側としては、このような判定の手續の中で、それでも判定不可であったということも含めながら、相手国との協議を行っていただいて、さらにどのような手法が追加的にできるのかどうかということも、今の時点では最大限の努力をしているということもございますので、分かりませんが、こういった構成員からの完全に日本人ではないと言っているわけではないというニュアンスなども含めて、本当に判定不可になって相手国からも返還を求めないということになった場合、御遺骨でありますので、やはり尊厳を持って扱わなければいけないということもございますので、さらに御検討いただくということよろしいでしょうか。

それでは、少し資料について飛ばしてしまいましたが、参考資料1と2も含めまして、今、丁寧に御説明いただいたところです。

全体を通じての御意見がないようでしたら、本日の議題は以上となります。

最後に、事務局から何か御連絡はございますでしょうか。

○中村課長補佐 事務局の中村です。

次回の会議の開催時期につきましては、別途、御相談させていただきますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○犬伏座長 それでは、以上をもちまして、令和4年度第2回「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」を終了いたします。

本年度最後ということになりますが、次回もまた引き続きよろしくお願いいたします。



本日は、ありがとうございました。